

情報掲示板 information

●伊勢崎市役所 ☎0270-24-5111
●赤堀支所 ☎0270-62-1151
●あずま支所 ☎0270-62-1311
●境支所 ☎0270-74-1111
開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
■災害情報案内(24時間) ☎0180-99-2999
■救急病院等案内(24時間) ☎0270-23-1299

育英大学とカリキュラムパートナー覚書を締結

市教育委員会は、地元企業や大学と連携・協力するカリキュラムパートナー事業の一環として、育英大学(育英短期大学を含む)と覚書を締結しました。市内の学校で講師を務めてもらうなど、教育内容や教育活動の支援や協力をしてもらい、教育環境の整備を推進します。

問い合わせ 学校教育課(☎27-2790)



いせさき情報メールに登録を!

災害・防災情報や地域の防犯情報をメールで配信しています。携帯電話で次のアドレスに空メールを送信して登録しましょう。☎ t-isesaki@sg-m.jp
問い合わせ 安心安全課(☎27-2706)



「ワクチン&子育てナビ」を活用してください!

予防接種スケジュールの管理と、子育てに役立つ情報を提供するサービスです。アプリ版も配信しています。
問い合わせ 健康づくり課(☎27-2746)



お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、催しなどを中止または延期する場合があります。最新情報は各問い合わせ先へ確認してください。

子育て世帯に手当を支給しています

子育て支援課(☎27-2750)
市では、子育て世帯を対象に、次のような手当を支給しています。受給の申請方法や条件などの詳細は、子育て支援課・各支所市民サービス課に問い合わせてください。

児童手当

対象 中学3年生(15歳になった最初の3月31日)までの児童の保護者

支給月額

●3歳未満の児童 1万5000円
●3歳以上の児童 1第1子・第2子は1万円、第3子以降は1万5000円

●中学生 1万円

※所得制限限度額を超える場合は一律5000円

※所得上限限度額を超える場合は手当の支給はありません

児童扶養手当

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

ひとり親家庭等福祉手当

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】
対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

SMS(ショートメッセージサービス)で未納の市税などをお知らせします

収納課(☎27-2723)
4月1日から市税などに未納がある人の携帯電話やスマートフォンへ、SMSによる催告を行います。



主な送信内容

未納のお知らせ

「伊勢崎市収納課です。市税などに未納がありますので、至急ご納付ください。ご納付できない場合はご連絡ください。」

対象の税金

●市税・県民税

●固定資産税・都市計画税

●軽自動車税(種別割)

●国民健康保険税

【市役所を装った詐欺に注意してください】

SMSによる催告では、氏名・住所・滞納額などの個人情報や、ウェブサイトに誘導するURLなどを送信することはありません。また、口座情報の聞き取りやATMの操作などをお願いすることもありません。

※対象児童が18歳になった最初の3月31日まで
支給月額 所得に応じて1万4100円～4万4140円

【特別児童扶養手当】

対象 心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 1級 15万3700円、2級 13万5760円

※児童の障害の状態によって等級が異なります

※所得制限があります

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

※対象児童は小・中学生
支給月額 児童1人当たり2000円

【交通遺児等福祉手当】

対象 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

支給月額 児童1人当たり2000円

浄化槽の転換費用を補助します

資源循環課(☎27-2733)

個人宅のくみ取り槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合や、個人宅を建て替えて合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。交付区分は次の①から③、金額は下表のとおりです。対象の工事や申請方法などの詳細は問い合わせるか、市ホームページを確認してください。



▲市ホームページ

※住宅新築時に合併処理浄化槽を設置する場合の補助は、令和4年度に終了しました

① **転換設置** 2くみ取り槽や単独処理浄化槽を適正に撤去または雨水貯留槽に再利用し、合併処理浄化槽に転換する場合(建築確認を伴わない工事)

② **準転換設置** ①のうち、くみ取り槽や単独処理浄化槽をやむを得ない理由により、撤去できずに合併処理浄化槽を設置する場合(建築確認を伴わない工事)

※①②には宅内配管工事補助金が含まれます

③ **建替等設置** 2くみ取り槽や単独処理浄化槽を使用する住宅の建て替えなどに伴い、くみ取り槽を撤去または雨水貯留槽に再利用し、合併処理浄化槽を設置する場合(建築確認を伴う工事)

※撤去作業工程の写真がない場合、補助対象にならないことがあります

いづれも *

申請期限 令和6年1月31日(水)

※浄化槽の設置工事は補助金交付決定通知後に始めてください

令和5年度 浄化槽設置補助金の交付額

設置する浄化槽の規模	区分		
	① 転換設置 +宅内配管工事	② 準転換設置 +宅内配管工事	③ 建替等設置
(県の浄化槽工コ補助金10万円を含みます)			
5人槽	65万円	45万円	25万円
7人槽	68万円	48万円	28万円
10人槽	71万円	51万円	31万円

※公共下水道などが利用できる区域は補助の対象外です
※県の浄化槽工コ補助金10万円の加算は令和5年度で終了の予定です

相続登記の申請が義務化されます

資産税課(☎27-2719)

令和6年4月1日(月)から相続登記の申請が義務化されます。今のうちから、相続した土地や建物の相続登記をしましょう。

相続土地国庫帰属制度

相続などにより土地の所有権を取得した人が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度(相続土地国庫帰属制度)が4月27日(木)に創設されます。詳しくは右記の二次元コードを読み取るか、「法務省 所有者不明」で検索してください。

自筆証書遺言書保管制度

法務局では、平成29年に戸除籍の束の代わりとなる「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を預かる制度(自筆証書遺言書保管制度)を開始しています。詳しくは右記の二次元コードを読み取ってください。

リーフレットなどを資産税課、前橋地方法務局本局、前橋地方法務局伊勢崎支局の各窓口で配布しています



▲相続土地国庫帰属制度はこちら



▲法定相続情報証明制度はこちら



▲自筆証書遺言書保管制度はこちら

問い合わせ

●前橋地方法務局(☎027-221-4466)

●前橋地方法務局伊勢崎支局(☎25-0758)

※法務局での手続きの案内は全て事前予約制です